農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「第三十条第十二項第一号」を「第三十条第十二項」に、「基準は」を「基準に達しない農業協同組合は」に、「定める基準と」を「該当する農業協同組合と」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「に規定する」を「の農林水産省令で定める基準に達しない」に改める。

第七十八条第一項中「基準は」を「基準に達しない農業協同組合は」に、「定める基準と」を「該当する農業協同組合と」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「第三十条第十二項第一号に掲げる」を「第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない」に改める。

第百五十六条第一号中「請求対象者」を「法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第四十条の二の役員の責任を追及する」を「同号の」に改める。

第八十六条第二号中「請求対象者」を「法第四十条の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第四十条の二の役員の責任を追及する」を「同号の」に改める。

第二百十六条第一号中「請求対象者」を「法第四十条の二の役員の責任を追及する」を「同号の」に改める。

第二百十条第一項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　吸収合併消滅組合又は吸収合併存続組合における法第六十五条の四第一項及び第二項の規定による請求に係る手続の経過

第二百十条第一項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新設合併消滅組合における法第六十五条の四第一項の規定による請求に係る手続の経過

第二百十三条中「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の二の二」に改め、同条第二号中「請求対象者」を「法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴え」を「同号の訴え」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

告示

○農林水産省告示第千三十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号の規定は、平成二十七年産の水稲及び陸稲並びに平成二十八年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十六年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成二十七年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項及び第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

第一　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の一部を次のように改正する。

表岩手県の項、石川県の項及び愛媛県の項を削る。

第二　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の一部を次のように改正する。

表中

群馬県	第一区分	大豆
	第二区分	春蚕繭
	第三区分	初秋蚕繭
	第四区分	晩秋蚕繭

を

岩手県	第一区分	ホップ
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第三区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第四区分	そば
	第五区分	春蚕繭
	第六区分	初秋蚕繭
	第七区分	晩秋蚕繭
群馬県	第一区分	大豆
	第二区分	春蚕繭
	第三区分	初秋蚕繭
	第四区分	晩秋蚕繭

に改め、同表富山県の項の次に

石川県	第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆

を加え、同表香川県の項の次に

愛媛県	第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第三区分	特定畑作物共済に係る茶
	第四区分	そば
	第五区分	春蚕繭
	第六区分	初秋蚕繭
	第七区分	晩秋蚕繭

を加える。